

第2回 中小企業における個人保証等の在り方研究会
事務局説明資料

平成25年1月
中小企業庁 金融庁

個人保証の「契約時」における課題について

課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？

論点①(追加):金融機関が個人保証の非徴求や代替手段の採用といった弾力的な対応を行う際に前提となる、借り手と貸し手との信頼関係の構築・強化のために、借り手と貸し手の双方においてどのような取組みが有用か？

これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○借り手と貸し手との信頼関係の欠如が個人保証への依存を招いている。</p> <p>○信頼関係の欠如に係る借り手側の問題は、財務諸表等の情報開示における正確性・透明性にばらつきが見られる点である。</p> <p>○信頼関係の欠如に係る貸し手側の問題は、実態把握の希薄化が見られる点である。</p>	<p>○借り手と貸し手との信頼関係の構築・強化のための具体策についての議論が引き続き必要。</p> <p>○中小企業の情報開示における正確性・透明性の向上のために、財務に係る以下の諸制度の更なる活用を促すべきではないか。当該制度の活用促進等の具体策やその他の方策についての議論が引き続き必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査(会計監査人監査) ・会計参与制度 ・中小企業の会計に関する指針 ・中小企業の会計に関する基本要領 <p>○金融機関の個人保証に係る弾力的な対応を促進するために、中小企業の事業や経営者に係る実態の把握の強化が必要ではないか。その具体策(把握すべき借り手情報等)についての議論が引き続き必要。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-1:一定の水準以上の良好な財務内容を確保していることを条件として、原則として個人保証を徴求しないことは可能か？</p> <p>論点①-2:金融機関が個人保証を徴求しないと判断し得るだけの「良好な財務内容」について、一定の数値基準を設けることは可能か？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
<p>○中小企業の会計処理は不適切であることが多く、財務内容について一定の数値基準を設けても実効性がない。</p> <p>○中小企業の財務内容は、原油相場や為替相場等の外部環境に影響されやすいことから一定の数値基準の設定は不適切。</p>	<p>○論点②の例示の手法等による会計の信頼性確保に取り組みつつ、個人保証を徴求しない一定の基準として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○期連続経常黒字 ・有利子負債／フリーキャッシュフロー倍率 ・担保による保全 ・上場(除く新興市場)企業 <p>といった基準の設定が可能ではないか。</p> <p>○絶対的な数値基準を設けることは困難でも、例えばある一時点ではなく、一定の時間軸をおいた平均値で判断することで外部環境の影響を低減できるのではないか。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-1:一定の水準以上の良好な財務内容を確保していることを条件として、原則として個人保証を徴求しないことは可能か？</p> <p>論点②:数値基準の達成度の判定の前提となる財務諸表の信頼性確保のために、どのような制度が有用か？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
<p>○監査の法制度は整備されてきたが、実務経験上、金融機関が、取引先管理の観点から、中小企業の財務情報の収集に努め、当該情報を重要なものとして捉えているか疑問。</p> <p>○これまで監査報告書を余り気にしてこなかったが、足下では非常に重視し取引先に提出を求めている。しかし、これまでの慣行を変え、取引先から入手するのには困難を伴う。</p>	<p>○金融機関と中小企業の双方における財務に係る以下の諸制度の更なる活用を促し、これまでの取引慣行を変えていくための取組みが必要ではないか。活用促進等の具体策についての議論が引き続き必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査(会計監査人監査) ・会計参与制度 ・中小企業の会計に関する指針 ・中小企業の会計に関する基本要領 <p>○更に以下の点についての議論が引き続き必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人保証の徴求の要否の判断において、上記諸制度を利用していることを前提とすべきか(制度を利用していなければ、個人保証は必須か。) ・また、仮に、上記諸制度の利用を前提とする場合には、論点①-2の基準を判定するに耐え得るだけの財務の正確性の確保のためには、どの制度の利用が適切か。

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？</p> <p>a.停止条件付保証契約(コベナンツ付融資等)の活用</p> <p>論点③:なぜ停止条件付保証契約は普及していないのか？</p>	
これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○金融機関のモニタリングコストというよりは、むしろ、企業サイドに情報開示コストが生じるのではないか。</p> <p>○停止条件を付ける真意(経営者との信頼の担保)等、停止条件付保証契約の趣旨について周知不足があるのではないか。</p> <p>○コベナンツの遵守状況について、債務者の自己申告によらざるを得ない。</p> <p>○コベナンツの遵守を求めることは、経営者の資質を見極めることである旨を周知すれば中小企業経営者は安心する。</p>	<p>○停止条件付保証契約の普及のためには、まずはその趣旨について金融機関・中小企業双方への周知徹底を図り、正確な理解を深めるべきではないか。周知徹底の具体策についての議論が引き続き必要。</p> <p>○その上で、以下のような普及の障害となる問題の解決のため、実務的な対応についての議論が引き続き必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングコスト ・情報開示コスト ・情報の正確性の確保 ・コベナンツ抵触時の立証負担の軽減

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？</p> <p>a.停止条件付保証契約(コベナント付融資等)の活用</p> <p>論点④:どのような取引先であれば、停止条件付保証契約の適用が可能か？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
<p>○信頼できない経営者には個人保証を求め、信頼できる経営者であれば個人保証を求めないことができる。よって、停止条件付保証契約を適用する取引先のイメージがつかない。</p>	<p>○与信判断において、経営者の個人資産を考慮しない場合においては、経営規律の確保の観点から停止条件付保証契約の適用が可能ではないか。</p> <p>○経営規律を守ることが商流の安定等を通じて信用力の確保につながるような場合には更に有効ではないか。</p> <p>○また、以下のような取引先については、停止条件付保証契約の適用が可能ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務内容が良好な企業(論点①-2との比較) ・財務諸表が信頼できる企業(論点②との比較) ・入出金パイプが集中している(モニタリングコストの軽減) ・総合採算性が良好な企業(モニタリングコストを他の取引でカバー)

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？</p> <p>a.停止条件付保証契約(コベナンツ付融資等)の活用</p> <p>論点⑤:どのようなコベナンツを設定するのが適当か？</p>	
これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○財務コベナンツは経営努力では遵守できない可能性があることから、規律付けの観点からは非財務コベナンツを重視すべき。</p> <p>○経営者は社外流出をある程度コントロールできる環境であることを踏まえ、一定の財務コベナンツを設定すべき。</p>	<p>○具体的なコベナンツの内容は以下の項目が適当ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の頻度の業況報告(四半期毎) ・経営に影響を及ぼす事象の事前承諾・報告(合併、本店所在地の変更等) ・法令及び会計慣行の遵守並びに真実の情報開示等の表明保証 ・役員報酬等の制限、株主への配当制限、第三者貸付・出資の制限

個人保証の「契約時」における課題について

課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？

課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？

b. ABL(流動資産担保融資)の活用

論点⑥:なぜABLの普及は限定的なのか？

これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○インフラや担保評価等の問題があり、粛々と金融機関が取り組んでいくこととなるだろう。</p> <p>○売掛債権に相当する部分の運転資金については、ABLという形でなくとも資金供給ができています。</p>	<p>○下記のような問題の解決のため、実務的な対応についての議論が引き続き必要。</p> <ul style="list-style-type: none">・債権担保における、第三者対抗要件の問題や譲渡禁止特約の問題。・動産担保における、担保評価の問題や評価業務にかかるコストの問題。

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？</p> <p>b. ABL(流動資産担保融資)の活用</p> <p>論点⑦:どのような取引先であれば、ABLの適用が可能か？(論点④との比較)</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
<p>○正確な情報提供が期待できる(信頼できる)企業がABLの対象となり得る。</p>	<p>○商流を維持することが信用力の確保につながる場合にはABL(商流重視型)の適用が可能ではないか。</p> <p>○以下の条件を満たす場合には、ABLの適用を検討すべきではないか。 (論点④における停止条件付保証契約の適用可能先の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務内容が良好な企業 ・財務諸表が信頼できる企業 ・入出金パイプが集中している(モニタリングコストの軽減) ・総合採算性が良好な企業(モニタリングコストを他の取引でカバー)

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？</p> <p>c. 上乗せ金利の選択</p> <p>論点⑧:どのような取引先であれば、上乗せ金利の選択の提示が可能か？(論点④、⑦との比較)</p>	
これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○経営者保証を限定的にすることで、必要書類の増加や審査の複雑化、また、金利上昇という事態が生ずれば若者の創業の機会を奪うことになりかねない。</p> <p>○零細企業においては迅速な審査と低金利を実現する観点から個人保証が活用されている実態もある。</p>	<p>○少なくとも一定の基準を充足する中小企業が、個人保証か上乗せ金利かを選択できるようにすべきではないか。</p> <p>○上乗せ金利の選択の提示が可能な取引先の基準について、引き続き議論が必要。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？

課題①-2:以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？

c. 上乗せ金利の選択

論点⑨:上乗せ金利の算出や適切な金利水準の設定は可能か？

これまでのご意見	議論の整理(案)
	○上乗せ金利の算出や適切な金利水準の設定について、引き続き議論が必要。

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題①:なぜ個人保証を徴求するのか？</p> <p>論点⑨-2(追加):個人保証の要否を判断する際の考慮要素として、法人と経営者個人を必ずしも一体視する必要がない場合について、貸し手と借り手の目線を出来る限り合わせることは可能か？ また、個人保証の代替手段として、停止条件付保証契約等の資料に例示されたもの以外の取組みはあり得るか？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
<p>○経営者に対する安価な損害賠償請求手法として経営者保証が有用。</p> <p>○金融検査マニュアルにおいて、法人と経営者個人を一体視した査定が認められている。</p> <p>○個人保証以外の方法で規律付けができないか。</p> <p>○経営者が信頼できれば個人保証を求めないこともある。</p>	<p>○法人と経営者個人を必ずしも一体視する必要がない場合について、貸し手と借り手の目線を出来る限り合わせるため、引き続き議論が必要。例えば、以下のような点が考えられるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業にかかる資産は、全て法人が所有している(資産の分離) ・法人の株式が、一定程度オーナー(一族)以外にも分散保有されている ・経営判断がオーナー個人だけによるものではなく、取締役会等での決議に基づき実施されている <p>○また、個人保証の代替手段として、停止条件付保証契約等の資料に例示されたもの以外の取組みについて、引き続き議論が必要。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題②: 根保証金額を出来る限り小さくできないか？</p> <p>課題②-1: 根保証契約締結時の根保証金額の極度額を、原則として、保証人の資産の額とすることは可能か？</p> <p>論点⑩: 保証人の資産を把握することは可能か？</p>	
これまでのご意見	議論の整理(案)
<p>○表明保証により保証人の資産の把握は可能。</p> <p>○新規取引開始時や再生局面以外においては、コストや競争環境を踏まえると保証人の資産の把握は困難。</p>	<p>○以下の方法で資産調査を行ったうえで保証人の表明保証を求めることで保証人の資産の把握が可能ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書、確定申告書、源泉徴収票 ・預金額等(通帳の写しや残高証明書の受入) ・株券、不動産等の証明書(写し) ・実地調査、保証人との面談(ヒアリング) ・民間調査会社の調査 <p>○保証人の資産開示を求める理由(適切な保証金額の判断)を説明することで経営者の理解は得られるのではないか。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題②: 根保証金額を出来る限り小さくできないか？</p> <p>課題②-1: 根保証契約締結時の根保証金額の極度額を、原則として、保証人の資産の額とすることは可能か？</p> <p>論点⑪: 保証人の資産やその価値の変動にどう対応するか？</p>	
これまでのご意見	議論の整理(案)
	<p>○保証人の資産やその価値の変動については、以下の対応が可能ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者にとって不利益な資産処分とならないよう、一定額以上の資産処分は債権者の事前承諾事項 ・資産価値に一定額以上の変動があった場合、契約見直しを実施

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題②: 根保証金額を出来る限り小さくできないか？</p> <p>課題②-2: 保証人の資産の把握が困難な場合、資産価値の変動が激しい場合等、保証人の資産の額を根保証金額の極度額とすることが適当でない場合には、主債務者の裸与信額を当該額の基準とすることは可能か？</p> <p>論点⑫: 融資額や既存担保価値に変動があった場合には、どのように対応するか？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
	<p>○融資額や既存担保価値に変動があった場合には、以下の対応が可能ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資実行又は担保洗い替えの都度、契約見直しを実施 ・一定の頻度(1年毎)、保証金額について見直しを実施

個人保証の「契約時」における課題について

<p>課題②: 根保証金額を出来る限り小さくできないか？</p> <p>課題②-2: 保証人の資産の把握が困難な場合、資産価値の変動が激しい場合等、保証人の資産の額を根保証金額の極度額とすることが適当でない場合には、主債務者の裸与信額を当該額の基準とすることは可能か？</p> <p>論点⑬: 上記基準を一律に適用した場合、債務者にとってもデメリットとならないか？</p>	
<p>これまでのご意見</p>	<p>議論の整理(案)</p>
	<p>○上記基準の適用に際しては、経営者が個人資産の情報開示、また、事務やコストの負担を望まない場合には、従前の融資慣行(根保証金額の極度額を融資額の120%とする等)の選択を可能とすべきではないか。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

課題③: 企業のライフステージに応じた保証の在り方を検討できないか？
: 根保証の見直しタイミングを変更することは可能か？

論点⑭: どのタイミングで保証を見直すことが望ましいか？

これまでのご意見	議論の整理(案)
	<p>○経営者個人根保証の最長期間(5年)を3年に短縮化すべきではないか。</p> <p>○根保証の最長期間は現状維持としつつも、保証契約期間中に法人の財務内容の改善(論点①-2の基準クリア等)が見られた場合は、随時見直しを実施すべきではないか。</p>

個人保証の「契約時」における課題について

課題③: 企業のライフステージに応じた保証の在り方を検討できないか？

論点⑮(追加): 事業承継時において、後継者のニーズに応じた保証の在り方を検討できないか？

<補足: 事業承継時の個人保証問題の実態について>

▶「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2008年11月、商工中金)によると、事業承継の際に想定される主な問題は次のとおり。

- ①事業の将来性が不安(39.5%)、②会社を運営するのに十分な力量がない(35.8%)、③相続税などの税金の負担が重い(35.5%)、④借入に対する先代の個人保証の承継負担が重い(30.1%)、⑤先代経営者の影響力が強すぎる(17.2%)。

▶また、同アンケートにおいて事業承継時の個人保証問題に対する対応策として挙げられた事項は、以下のとおり。

中小企業の意見	具体的な対応策
借入金の圧縮を行い、後継者の負担を軽くする	遊休資産の売却、個人資産を会社に提供 退職金の充当等で借入金を返済、減少させる
事業承継の際、借入金の個人保証を受けの人が心配	しばらくは会長で保証をしていく 事業承継までに借入残高を削減する(設備投資額の削減) 他の取締役(株所有者)にも保証を依頼するなど、保証負担を分散
株式公開可能な会社を目指す	ISOの認証取得と組織のシステム運営への準備。グループの再編成と持株会社の検討。

(ご参考)主に個人保証問題により事業承継に支障を来し、結果的に民事再生法の適用に至った企業の事例(2006年版中小企業白書)
A社(東京都、従業員数50名)は設立50年超の保安設備工事会社。創業者が早くに他界し、子息が後継者とならなかったため、大手取引先が代表者を派遣してきていた。会社の業況も堅調に推移していたため、その後も何代かにわたり同社より代表者が派遣され続けた。取引金融機関は代々の代表者に個人保証を要求してきたが、景気が悪化し企業業績が低迷し始めると、個人保証のリスクもあり大手企業は代表者派遣を行わなくなった。やむを得ず生え抜き社員が代表者に就任することになった。

金融機関はこの代表者にも個人保証を要求したが、本人は保証人となることを拒み続け、1年で辞職。さらに他の生え抜き社員が代表者に就任するに至った。今度も従来と同様に金融機関から個人保証徴求の要請があり、その代表者は他に保証人となり得る役職員もいなかったことから応諾した。しかし、こうした経緯を見るにつけ、他の社員が次期経営者を目指さなくなるという結果になり、リーダーシップの不在などから低迷していた業況を回復させることはできず、結果的に民事再生法の適用に至っている。

これまでのご意見

○事業承継時において、承継人の保有資産に関係なく、機械的に個人保証を承継する慣行があり、後継者不足の問題に影響している。

○個人保証徴求の目的について、保全だけでなく経営者の資質を見極める意義についてもしっかりと説明をすべき。

議論の整理(案)

○事業承継時の個人保証問題の解決に向けて、中小企業、金融機関、行政がそれぞれ取り組むべき点について、引き続き議論が必要。

○経営者、後継者、金融機関が予め互いに意見交換し、事業承継時の個人保証の在り方について、方向性を共有しておくことが重要ではないか。

個人保証の「契約時」における課題について

(ご参考)個人保証に係る後継者のニーズに応じて、中小企業、金融機関、行政がそれぞれ取り組むべき事項の例示

後継者の想定ニーズ	中小企業の取り組むべき事項	金融機関の取り組むべき事項	行政の取り組むべき事項
1. 個人保証は一切受け入れられない。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証の非徴求又は代替手段の提示を許容しうる企業(≒信頼性のある企業)への成長 ・代替手段に耐えうる企業としての体制整備(モニタリング体制、資産の蓄積、収益性の向上等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証以外にも代替手段がある中、個人保証を徴求する理由を具体的に説明(信頼関係の不足、資産の状況等から法人と経営者が一体不可分、法人の財務内容に問題等) ・上記徴求理由が解消された場合には、個人保証の非徴求(代替手段の採用)や徴求後の解除の可能性が高まる旨を併せて説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・本研究会での議論を踏まえた有効な代替手段や、その採用を許容し得るだけの信頼性を有する企業についての一定の目線の提示 ・上記についての中小企業、金融機関への周知徹底
2. 個人保証は受け入れられないが、他の負担(金利上昇・物上保証の提供等)は許容できる。			
3. きちんと経営をやっているならば、仮に経営破綻しても保証を履行されない手段(=停止条件付個人保証)なら許容できる。			
4. 自分の返済能力(資産)に見合った保証であれば受け入れられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人資産について積極的かつ正確に開示 ・不足する部分について、前代表者の物上保証等、他の保全策を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械的な個人保証の承継を見直し、法人の財務内容、個人の資産状況、他に提供される保全策等を総合的に勘案の上、保証金額を決定 	
5. 経営者になるのであれば、個人保証は当然提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・少しでも後継者の負担を軽減するため、借入を圧縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証履行時のリスク等について説明 ・(代替手段の採用を許容し得るだけの信頼性を有する企業に対しては、)個人保証以外にも様々な代替手法があることを説明 	